

日本機械学会流体工学部門一般表彰規定

1998年11月10日制定

1999年 11月 5日改訂

2005年11月 8日改訂

2013年 3月14日改定

2018年 3月22日改定

〔一般表彰の制定〕

1. 日本機械学会流体工学部門は学会中最大の登録者を擁し、数多くの卓越した研究者と技術者が顕著な業績をあげている。これらを正しく評価・顕彰することは部門の重要な使命であると同時に、部門の一層の発展にとって不可欠である。よって、ここに日本機械学会流体工学部門一般表彰を設ける。

〔一般表彰の対象と種類〕

2. 一般表彰としてフロンティア表彰、貢献表彰と優秀講演表彰及び匠の技術表彰を設ける。
フロンティア表彰は、部門の掌握する技術分野を拡大する未知の分野への技術開発にチャレンジし、優秀な成果を得た個人またはグループに対して行う。
貢献表彰は、部門の教育、出版、国際交流などの分野、および部門が主催する講演会、講習会、セミナーなどの特定の事業・活動において、顕著な貢献を行った個人またはグループに対して行う。
優秀講演表彰は、部門が主催する講演会において優れた発表を行った個人に対して行う。
匠の技術表彰は、優れた研究を支えた高度な実験・計測技術を提供した団体（企業・研究機関など）に対して行う。

〔表彰候補者の資格〕

3. 表彰候補者は原則として日本機械学会会員とする。

〔募集方法〕

4. フロンティア表彰と貢献表彰は公募によるものとし、推薦又は本人よりの申請による。提出は流体工学部門長宛とする。
優秀講演表彰は部門が主催する講演会における発表の内、事前に応募したもの（ただし、当該年度末で30歳以下であること）を対象とする。
匠の技術表彰は、部門が主催する講演会における講演論文著者からの推薦を受けたものを対象とする。

〔選考方法〕

5. 部門技術委員長が選任し運営委員会にて承認された選考委員会が、一般表彰候補者を選考し、理由書を付けて技術委員長および総務委員長に報告する。
フロンティア表彰と貢献表彰は、選考委員会において次年度の表彰候補者を選考し、表彰者の最終決定は運営委員会が行う。
優秀講演表彰は、選考委員会において、必要に応じて事前の書類選考を行った上で、表彰候補者のプレゼンテーション（ポスター発表形式も可）審査により表彰者を選考する。
匠の技術表彰は、選考委員会で推薦書と講演論文により表彰団体を選考する。

〔表彰の人数〕

6. フロンティア表彰及び貢献表彰の件数には制限を設けないが、合計7～8件以内を目安とする。優秀講演表彰及び匠の技術表彰についても特に制限は設けないが、若干名とする。

〔表彰の方法〕

7. フロンティア表彰及び貢献表彰対象者には、部門長名で具体的な表彰理由を記した表彰状とメダルを贈って表彰する。
優秀講演表彰者及び匠の技術表彰団体には、部門長名の表彰状と副賞を贈って表彰する。

〔表彰の時期・場所〕

8. 表彰は原則として年1回とし、流体工学部門の講演会等において行う。
優秀講演表彰の個別具体的な方法については、講演会開催ごとに講演会実行委員会と部門の間での調整を経て決定する。

〔表彰の報告〕

9. 部門長は、表彰者が確定しだい所定の用紙を用いて部門協議会ならびに理事会に表彰の報告をする。

〔運営経費〕

10. 一般表彰に関する諸経費は部門費より支出する。

〔規定の変更〕

11. この規定を変更しようとする時は、流体工学部門運営委員会の議を経て部門協議会ならびに理事会の承認を得なければならない。

〔その他〕

12. 一般表彰の英文名称は次の通りとする。
 - (1) フロンティア表彰：Fluids Engineering Frontier Certificate of Merit
 - (2) 貢献表彰：Fluids Engineering Contribution Certificate of Merit
 - (3) 優秀講演表彰：Fluids Engineering Excellent Presentation Certificate of Merit
 - (4) 匠の技術表彰：TAKUMI Certificate of Merit